

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化レベル二五〇〇）

三 作業地域

利根川水系（久喜市、加須市、羽生市、行田市、熊谷市）

四 作業期間

平成二十九年九月十六日から平成三十年二月二十八日まで